

災害時安全カード

令和元年度災害時安全カード 希望が丘東地区統一

この安全カードは、災害発生時に要援護者（この安全カードに記載・提出された方）を援助することを目的とした調査です。
 また、災害発生時はもとより、防災対策活動や民生児童委員による見守り活動にもその一部を活用します。なお、昨年度安全カードを提出された方も改めて提出してください。

上記に同意して提出します。（ 令和元年 月 日）

自治会・町内会名

ふりがな 世帯主氏名	住所	電話番号 (携帯番号)
		()
世帯の状況 (該当するところにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢世帯 <input type="checkbox"/> 昼間ひとり暮らし(70歳以上) <input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 認知症の方がいる世帯

ふりがな 要援護者氏名	性別	生年月日	血液型	身体状況
	男	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	女	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	男	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	女	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()

緊急連絡先

ふりがな 氏名	続柄	住所	電話番号 (携帯番号)
			()
			()

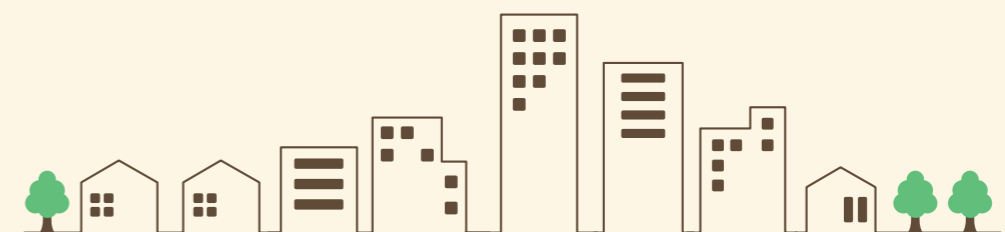
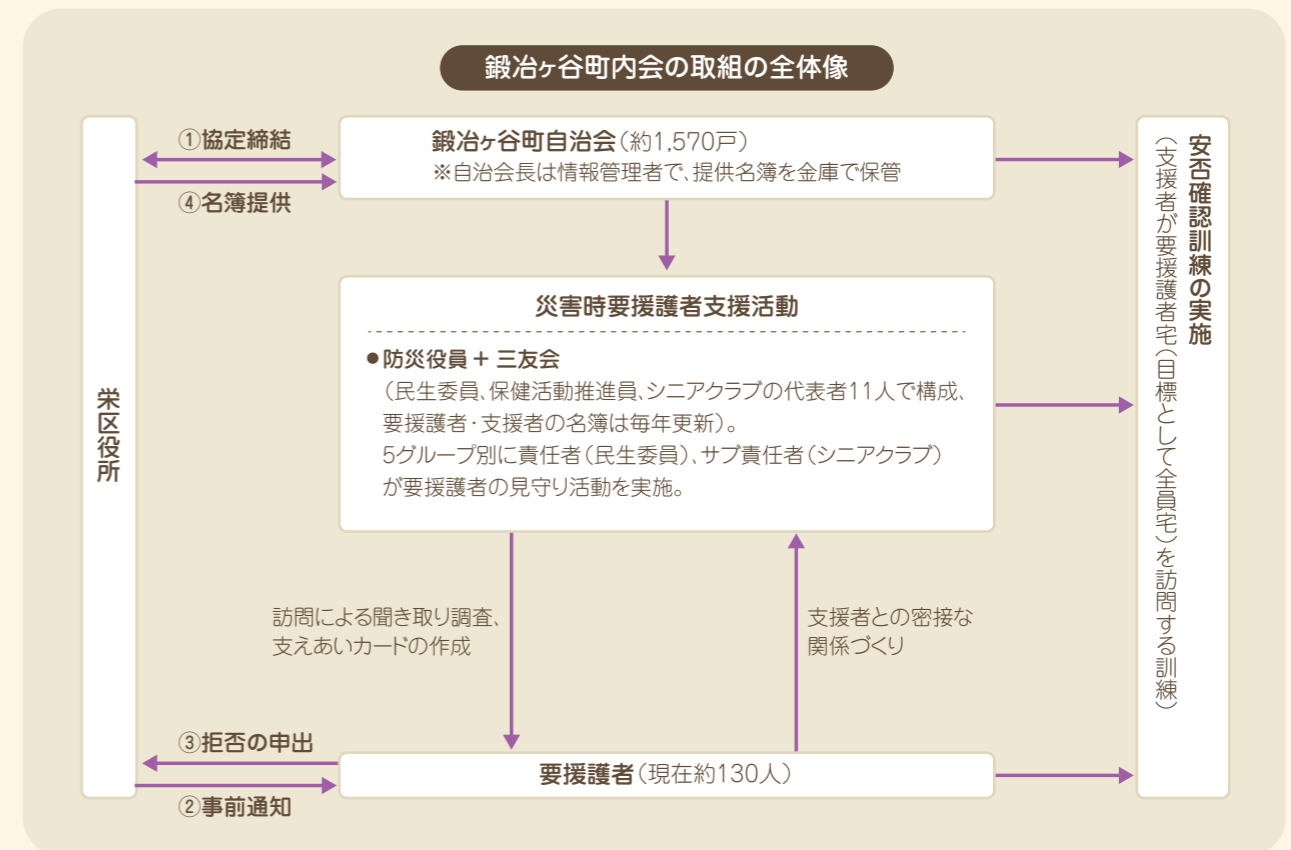
かかりつけ医療機関	電話番号	常備薬等(別紙添付可)

「三友会」が中心に名簿作成から安否確認訓練を実施
 ローラー作戦で支援者確保

1 取組の全体像

栄区からの名簿提供(情報共有方式)を受けて、三友会を中心にして5グループ別に分かれて要援護者候補を訪問し、支えあいカード(グループ責任者用と支援者用)を作成し、毎年更新を実施している。名簿やカードの原本はグループ責任者

5名が保管する。2019年11月、支援者が要援護者宅を訪問する安否確認訓練を初めて実施、新しい要援護者支援の一步を踏み出したのは特筆される。



2 地域及び取組の概要

◆ 地域の概要

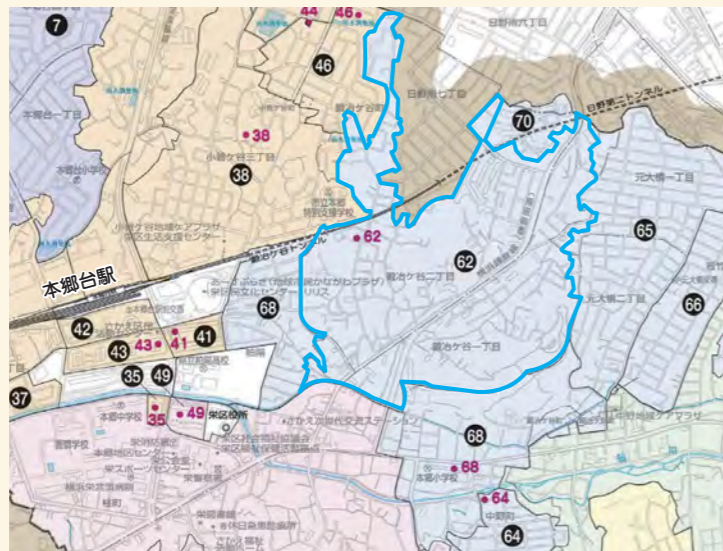
栄区中央に位置し、鎌倉街道を挟むように立地する地区で、1,570世帯、100組からなる大きな規模の町内会である。戸建が多いが、マンションも多く立地する。

最寄駅は、JR根岸線本郷台駅、港南台駅であるが、鎌倉街道を走るバス便がメインとなる。本郷台駅方面とは環状4号線を通してつながる。

◆ 取組のきっかけ

災害時の要援護者支援は、民生委員を中心とした見守り活動の一環として構想され、鍛冶ヶ谷町内会では、市が推奨していた民生委員、保健活動推進員、シニアクラブの代表者による「三友会」を結成、見守り訪問活動として、スタートした。

この取組は、2007年に手上げ方式で開始し、2010年からは区役所と協定を締結し、名簿提供を受けた（同意方式への移行）。2013年度には情報共有方式による名簿提供に移行し、情報の更新に活用してきたと言える。



3 名簿に関する内容

本町内会の要援護者支援は、町内会防災担当と「三友会」を中心に取組まれている。三友会は、高齢者家族の訪問、見守りを行い、住民の抱えている問題や実状についての情報交換や解決に向けた取組を行って、メンバーは11人からなる。

最初の手上げ方式で募集した際の要援護者は約120人。その時の要援護者は、高齢者や障害者の他、妊産婦なども対象にしていた。その後、同意方式、情報共有方式で区役所から提供される名簿を基に訪問活動を行い、対象者の更新を行い、現在は約130人となっている。

区役所から名簿の提供を受けると、民生委員が中心になって、複数の三友会メンバーと一緒に最初の訪問を行う。現在は、情報共有方式による名簿に基づいた訪問となるので、何度訪問しても不在を装われる方や、趣旨を理解いただけない方などに苦労する。



4 名簿活用に関する内容

◆ 訪問による調査、支えあいカード等の作成

最初の訪問活動で趣旨を理解してもらい、本人の身体状況、家族構成、電話番号、支援できる人の有無などを確認のうえ、支えあいカードに記載する。支えあいカードは、区のひな型を参考に、グループ責任者の民生委員が保管するものと支援者用のものの2種類がある。



訪問活動を通して作成した名簿やカードの原本は、グループ責任者（民生委員）5名が保管する。

防災担当や三友会だけが閲覧できる要援護者マップが、5グループ別（地区別）に作成されており、見守り活動や支援活動等に役立てられている。

◆ 見守り活動、名簿更新

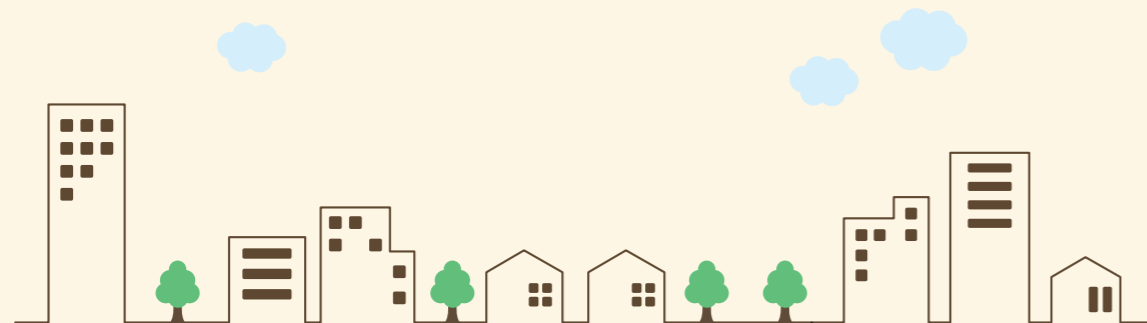
町内会全体を5グループ（5人の民生委員がそれぞれ担当する地区）に振り分け、各グループ責任者を民生委員が、サブ責任者を主にシニアクラブの方が担当し、要援護者の見守り活動を実施している。

三友会を中心に、毎年要援護者の名簿情報、支援者の名簿情報を更新し、各グループ別に整理することになっている。

◆ 支援者の募集

現在の要援護者は130人程で、それに対して支援者は182人となっている。

最初に支援者を募集した時には応募数は20人と少なく、すぐに再募集を行い、ローラー作戦の形で依頼したら250人まで膨らんだ。しかし、それも現在182人まで減り続け、支援者の確保、拡大が課題となっている。



支えあいカード(町内会用)

町内会用

令和 年 月 日

災害時要援護者支えあいカード(1)

No. _____

私は鍛冶ヶ谷町内会支えあいカードの趣旨に同意し、町内会が下記の個人情報を災害時の要援護者の支援活動に使用することを同意します。

集合場所					組番号		
災害時 要援護者	フリガナ			性別	血液型	生年月日(年齢)	
	氏名			男・女		大正・昭和・平成・令和 年 月 日()	
	住所			電話			
同意者	氏名	印	要援護者との関係				

<災害時要援護者の状態> (該当するものに○をつけてください。)

要支援(1・2)、要介護(1・2・3・4・5)、妊産婦、乳幼児、75才以上の高齢者

障害: 身体(聴覚・視覚・言語・四肢・内部)、知的、発達、精神、()

身体等の状況

.

.

<災害が発生した時の必要な支援内容>

情報伝達 避難誘導 避難支援 医療器具確認

支援時の要望事項 ・避難に車いす(要・不要 / 所有・無)

.

同居 家族 (要援護者 を除く)	氏名	男・女	氏名	男・女
	氏名	男・女	氏名	男・女
	氏名	男・女	氏名	男・女

<緊急時の連絡先>

氏名	関係	住所	電話

<かかりつけ医療機関>

医療機関名	受診科	住所(分かる範囲で)	電話

支えあいカード(支援者用)

支援者用

令和 年 月 日作成

災害時要援護者支えあいカード(2)

No. _____

集合場所			組番号		
------	--	--	-----	--	--

<要援護者情報>

災害時 要援護者	フリガナ			性別	血液型	生年月(年齢)	
	氏名			男・女		大正・昭和・平成・令和 年 月 ()	
	住所						

<要援護者の状態> (該当するものに○をつけてください。)

要支援(1・2)、要介護(1・2・3・4・5)、妊産婦、乳幼児、75才以上の高齢者

障害: 身体(聴覚・視覚・言語・四肢・内部)、知的、発達、精神、()

身体等の状況

.

<必要な支援内容>

情報伝達 避難誘導 避難支援 医療器具確認

支援時の要望事項 ・避難に車いす(要・不要 / 所有・無) ・酸素ボンベ使用(有・無)

.

<支援者確認項目>

支援者氏名					
①	安否確認日時				
②	要援護者の安否	確認出来ず・無事・負傷(軽傷・重傷) 状況:			
3	家族の 在・不在	氏名	在・不在	氏名	在・不在
		氏名	在・不在	氏名	在・不在
		氏名	在・不在	氏名	在・不在
家族等との連絡		未・済(連絡済先:)			
4	居宅の状況	建物等	異常: 無・有(亀裂・傾き・半壊・全壊)		
		屋内	家具等の転倒・散乱(無し・一部あり・酷い)		
5	ライフライン	電気(来・停電)、水道(出・断水)、ガス(来・停止)			
⑥	避難誘導先	自宅・他()	⑦	避難時の施設: 済・未、電源遮断: 済・未	
8	常用薬の服用	無・有(残 日分)	医療情報特記:		
9	被害状況等(例: ○○宅のブロック塀が倒れている)				

確認事項 ①、②、⑥は必ず記入ください。その他はできる範囲で結構です。
確認事項 ⑦は避難誘導先が自宅以外の時に確認してください。(但し、危険のない範囲で)

5 安否確認訓練の実施

要援護者の中には、「災害時には助けてもらいたいが、日頃の周囲との交流までは・・・」といった意向もあり、要援護者と支援者との情報共有は図っていなかったが、双方の密接な関係も必要との思いから、まずは安否確認訓練だけでもやろうということになった。

しかし、これまでの避難訓練では、実際に要援護者宅の訪問までは行っていなかった。より実践的な訓練とするため、2019年11月第2土曜日の8時半から11時の間、支援者が要援護者宅を訪問する訓練（安否確認訓練）を始め、これまでとは違う第一歩を踏み出した。なお、これまでの自主防災訓練は、9月1日に実施しているが、これと分けて実施するようにした。

11月の安否確認訓練の一カ月前には、区からも個人情報取扱に関する研修も含め、役員と一緒に、支援者への説明会を開催した。個人名宛てに防災訓練や説明会への参加を呼びかけたところ、100人中45人が参加するという効果があった。

災害時には、グループごとに決まった場所に支援者が集まり、グループ責任者（民生委員）、サブ責任者（シルバークラブ）からの指示で、支援者が安否確認等を行うことになっている。

安否確認する訓練の具体的な内容は、次の4つの活動である。

- ① 5グループが各集合場所に参集し、人員を確認
- ② 無線を使った情報収集伝達
- ③ 支援者等が要援護者宅に訪問し安否確認
- ④ 本部でホワイトボードに情報記入

初めての試みのため、事前に訓練に協力してもらえるよう、要援護者を各グループ2人ずつ承諾を得てから行うようにした。実際に、要援護者宅を訪問してみると、自宅内に招かれ会話が弾み、予定以上に時間がかかることもあった。

グループ別の参加人員：

	支援者(人)	安否確認支援者(人)
1グループ	13	44
2グループ	11	13
3グループ	20	9
4グループ	22	17
5グループ	9	13

訓練実施後、支援者等が振り返りを行っており、発災時に向けての課題や、要援護者に配慮すべきことを共有するきっかけになっている。（P37表参照）

〈図 令和元年11月実施の安否確認訓練の流れ〉

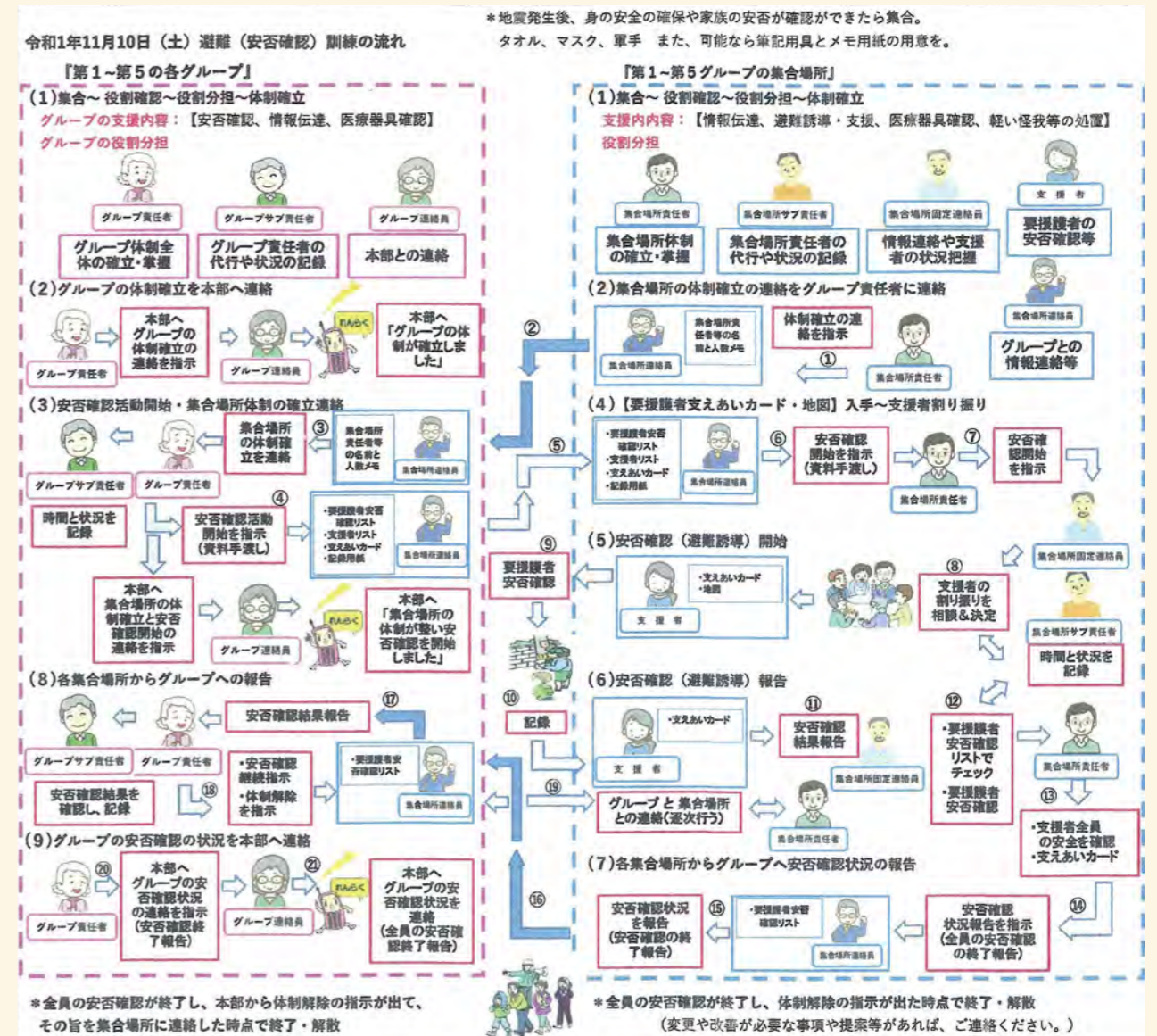


表 安否確認訓練を実施した後の主な意見（抜粋）

準備・計画について	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者への連絡は、紙面ではなく電話連絡にすべき。 ● 安否確認リストに支援者の名前や終了情報を記入できるようにするとよい。 ● 避難要件として建物、崖、出水など周囲の点検、観察をしていない。 ● 安否確認後の避難支援体制がない。
服装・装備について	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷物は手提げ袋ではなく、両手をあけるよう背中に背負うものがよい。 ● 支援者は腕章等よりゼッケンが目立ってよい。
安否確認の活動について	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者のリストは、住所分類がしてあり、効率よく確認できた。 ● 町内活動を通じて顔の見える関係ができてよかった。 ● 要援護者が訓練に参加したことで、民生委員以外にも支援者がいるのを理解してもらえた。 ● 要援護者が多いのに、支援者は少ないので細かい活動はむずかしい。 ● 安否確認はゆっくり丁寧に行えた。階段など車いすから降りられるか見ることができた。 ● 役員は、集合場所にとどまることなく、支援者と一緒に要援護者宅に行くのがよい。